

2019年4月23日

株式会社横河ブリッジ

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が施工しておりました新名神高速道路の橋梁工事に関し、現場において発生いたしました橋桁落下事故につきまして、本日、神戸地方裁判所において、当社社員1名に対し、執行猶予付きの有罪判決が言い渡されました。

当社は、今回の判決を厳粛に受け止め、二度と同様の事故を起こさぬよう、引き続き工事の安全施工と事故の再発防止に全力で取り組んでまいります。

以 上